

投資先企業が外国法人の場合 (エンジェル税制の適用対象外)

目次

1. エンジェル税制の適用が認められない場合
2. エンジェル税制の適用が認められる場合

1. エンジェル税制の適用が認められない場合

エンジェル税制の適用対象は、**日本の会社法に基づいて設立された株式会社**です。

したがって、日本の会社法の適用がない外国法人に投資して株式を取得しても、エンジェル税制の適用対象外となります。

2. エンジェル税制の適用が認められる場合

親会社が外国法人であっても、子会社が日本にあり日本の会社法に基づいて設立された子会社に対して投資して株式を取得した場合には、エンジェル税制の適用の対象となり得ます。ただしエンジェル税制の適用要件を満たす必要はあります。